

## 平成29年涌谷町議会定例会3月会議（第5日）

平成29年3月13日（月曜日）

### 議事日程（第3号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

1. 同意第 1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 議案第 6号 涌谷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

1. 議案第 7号 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例

1. 議案第 8号 自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 9号 涌谷町土地開発基金条例の一部を改正する条例

1. 議案第10号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第11号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第12号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第13号 大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について

1. 議案第14号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	総務課副参事 兼上席	達曾部義美君
企画財政課長 兼参事	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	泉沢幸吉君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君	農林振興課長	遠藤栄夫君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者 兼会計課長	佐々木健一君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 事務局長	瀬川晃君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長兼 給食センター所長	木村敬君	生涯学習課長	藤崎義和君
代表監査委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	木村智香子
再任主任	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

3日目でございます。本日もよろしく願い申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

なお、本日の日程では採決を求める事件となりますことから、採決の賛否を問う際、起立者の確認がしづらい場合がございますので、確認を終えるまで時間を置いて着席なされますようお願い申し上げます。



◎同意第1号から同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第1、同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてから、日程第4、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま一括上程されました同意第1号から同意第4号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期が、平成29年3月31日をもって満了になりますので、八巻昭氏にかわり新たに戸澤準一氏を選任いたし、佐々木了章氏、笠嶋正男氏、久道好子氏につきましては引き続き選任いたしたいので、涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決

しました。

次に、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。



#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員、遠藤哲子氏は、平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに高橋勝一氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の皆様の意見を賜りたく、提案いたしますのでございます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。



#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第6、議案第6号 涌谷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」について、平成28年12月28日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令」において、政令で定める日と記されていた施行期日が平成29年5月30日と定められたことに伴い、涌谷町個人情報保護条例及び平成27年9月に改正いたしました涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、一部改正を行うものでございます。

内容といたしましては、通称マイナンバー法において規定するマイナンバーの独自利用事務について、情報連携等を行うため改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第6号 涌谷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例でございます。

議案書の5ページ、6ページになります。

新旧対照表につきましては、1ページをお開き願いたいと思います。

本案は、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、マイナンバー法、番号法において未施行となっていた規定におきまして、施行期日を定める政令で施行期日が平成29年5月30日と定められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

1ページ目、第1条関係ということで、その中の第2条第1項第3号の改正規定につきましては、番号法に第26条が追加されまして、第26条で番号法第23条の規定が準用されることに伴う改正でございます。内容といたしましては、昨年の3月に制定しました「涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を昨年制定いたしましたが、その中で独自利用事務について情報連携を行うことができるよう規定するものでございます。

次に、第27条第2項第1号の改正規定でございますが、新旧対照表の1ページの下から2行目ですが、番号法にただいま申し上げましたように第26条が追加されることに伴い、1条ずつ繰り下がることによる条ずれでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条関係でございますが、第26条の2第1項の改正規定につきましては、平成27年の9月に条例を一部改正した際に追加した条項でございますが、改正時には未施行となっていたことから、法の施行に合わせて改正するものでございます。内容といたしましては、情報提供等記録の通知先として情報紹介者または情報提供者のほかに条例事務関係情報紹介者及び条例事務関係情報提供者を加え、第1条の改正と同様に条例で定めた独自利用事務について情報連携を行うことができるよう規定するものでございます。

議案書6ページにお戻り願います。

附則でございますが、平成29年5月30日から施行するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 涌谷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 涌谷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第7号 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、公布の日から施行されたことに伴い、涌谷町町税条例等

の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 議案第7号 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例。

法律改正に合わせての改正でございます。消費税率引き上げ時期の変更に伴うもので、主なものは個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴う条例の改正でございます。

新旧対照表は3ページから27ページ、議案書7ページから15ページでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

3ページをお開き願います。

第1条関係、町民税の申告。第36条の2は、第34条の7第1項、特定非営利活動促進法の一部改正に合わせての改正です。「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更する規定の整備でございます。

新旧対照表の4ページになります。

附則第7条の3の2も法律改正に合わせての改正で、個人町民税における住宅ローン控除の適用期限の延長でございます。2年半の延長ということになります。

新旧対照表の5ページになります。

第2条関係。涌谷町町税条例の一部改正。第1条、第18条の2、第18条の3、第19条、いずれも改正規定の削除でございます。

ずっと飛びまして、新旧対照表14ページになります。

附則。第16条第1項中、軽自動車税の税率の特例で、法律改正に合わせての改正です。軽自動車のグリーン化特例、軽課の1年延長に係る規定の整備でございます。

次に、16ページから24ページになります。

第1条の2、法律に合わせての改正です。軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う整備でございます。

24ページから25ページ、26ページになります。

附則。施行期日。第1条、法律に合わせての改正です。法人税の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になったことに伴う施行期日の変更でございます。

次に、26ページになります。

町民税に関する経過措置。第2条の2、法律改正に合わせての新設です。法人税割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴う規定の整備でございます。

次に、軽自動車税に関する経過措置。第3条の2、法律改正に合わせての新設です。軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設です。

次の第4条、法律改正に合わせての改正で、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う適用年度の変更でございます。

議案書にお戻りいただきまして、15ページになります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中、涌谷町町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の施行日から施行する。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第8号 自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、宮城県の自然環境保全条例に基づき、知事が指定した自然環境保全地域または緑地環境保全地域の区域内の土地に対する固定資産税を免除する手続きにつきまして、納税者の利便性向上と事務処理の簡素化を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 議案第8号 自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表は28ページ、議案書は16ページでございます。

自然環境保全地域における固定資産税の課税免除でございますが、これまで課税免除手続は固定資産税の納税通知書に課税免除申請書を同封して、税務課に提出していただく方法をとっておりましたが、この自然環境保全地域は県であらかじめ指定されている字名、地番でございますので、事務の効率化を図ることから、免除の申請について改正を行うものでございます。



終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第9号 涌谷町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第241条第1項の規定により設置しております定額運用基金、涌谷町土地開発基金につきまして、今後の基金運用見込み及び平成29年度以降に大崎地域広域行政事務組合で計画されている大型施設整備事業への対応等、今後の財政運営を勘案し、適当な基金の額にするため、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） よろしくお願いいいたします。

では、17ページをお開きください。

議案第9号 涌谷町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

土地開発基金につきましては、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、昭和47年に設置しました定額運用基金であり、今まで宅地分譲あるいは新下町浦に整備いたしました下水雨水事業の用地取得などに活用していたところでございます。

今回、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、今後の基金運用見込み、及び今後大崎地域広域行政事務組合で計画されております大型施設整備事業等への対応を考えまして、条例第2条で「1億5,500万円」と規定をしております基金の額を「1億円」に改めようとするものでございます。

附則でございますが、本条例は平成29年4月1日から施行いたしますので、年度末の基金現在高見込み額は1億6,200万円ほどございますので、条例施行後の4月1日以降には基金の額を1億円ということで、差し引いた金額を一般会計のほうに繰り入れをいたすように、議案第24号 平成29年度浦谷町一般会計予算に計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） おはようございます。

今、課長から大崎広域等で大型事業があるというお話を聞きました。そうだろうとは思いますが、そのほかに今後、大崎広域はまだまだ事業が見込まれます。そういった場合に、残った1億円を崩すということは今後あるのかなのか、そういったことをお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 今後、それぞれ大崎広域に限らず何か突発的なことも考えられますが、基本は財政調整基金を使っていくような話になりますけれども、今後の財政運営につきまして上司と相談しながら、そのあたりは考えていきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 2月の例月現金出納検査の監査報告に、基金残高が9,456万円という額ですけれども、1億5,000万円あるその差額分の基金の財産というか、それは内訳はどういうものがあるのかお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 現在保有している土地と現金ということで、土地につきましては6,527万5,030円、現金につきましては9,743万3,943円、合計で1億6,270万8,973円が28年度末保有の見込みでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 土地はわかるんですが、どういうところの土地を持っているのか、その内訳をお聞きしたいんです。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 土地の内訳ということでございます。最近ですと、9の1のほうから要望といいますか陳情がございまして、やすらぎ荘の進入通路ですか、そちらのほうを970万円で購入をいたしております。

それから、新下町浦の公共施設用地、雨水のほうで使ってございますが、そちらはまだ6,500万円ほど土地としては残ってございます。

それから、篁岳山の自然公園整備用地ということで、育牛組合のほうから購入したものが3,200万円ですか、残ってございます。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今回1億円に減額した場合、土地の分が結局目減りするとか、現金が減るわけですが、金曜日の5番の一般質問にもありましたけれども、急遽財産を取得しなければならないとか、そういうことがあると思うんですけれども、その残りの3,000万円ぐらいでそういう対応ができるものなのか、その辺が心配なのが1点。

それから、財産を一般会計で買い戻しとかそういう予定はあるのか、その辺をお聞きます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答えいたします。

まず、条例改正後で言いますと約3,400万円ほど現金としては残っております。今後の見込みということで、今のところ町の計画としてはございませんし、それから突発的なという、その状況によると思いますけれども、この3,400万円があればほぼ大丈夫かというふうに考えておまして、今回条例改正をいたすものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号 涌谷町土地開発基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第10号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、旧小里幼稚園に開所しております小里麓岳学童クラブにつきまして、麓岳白山小学校の本校舎への移転に伴い、平成29年4月1日から麓岳白山小学校内に学童クラブを移転するため、その位置について条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） それでは、議案書の18ページをお開きください。

既に町長のご説明のとおりでございますけれども、涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例でございます。

旧小里幼稚園で実施しております小里篁岳学童クラブを、平成29年4月1日から篁岳白山小学校内に移設いたしますために、本条例で規定しております施設の位置を改正するものでございます。

施行日につきましては、平成29年4月1日といたすものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の30ページをお開き願います。

児童福祉施設の一覧表でございます。改正前の上から6番目、小里篁岳学童クラブにつきまして、その位置を涌谷町小里字新一の坪86番地から、右側の改正後、涌谷町太田字台78番地2、篁岳白山小学校内にいたすものでございます。

以上で終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第11号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年度に教育総務課から福祉課子育て支援室に子育て支援業務を移管することに伴い、平成29年4月1日付で涌谷町特定教育保有施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則を、教育委員会規則から涌谷町規則として施行するため、当該規則の引用部分について条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） それでは、議案書19ページをお開きください。

議案第11号 涌谷町さくらんぼこども園の設置条例の一部を改正する条例でございます。

本改正は、子育て支援に関する業務のうち、就学前に関する業務を町長部局へ移行することに伴い、「涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」を、教育委員会規則から涌谷町規則へ移行するため、当条例で引用している部分について改正を行うということでございます。

施行日は平成29年4月1日といたすものです。

改正内容については、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の31ページでございます。

第6条第1項第1号の「平成27年涌谷町教委規則第5号」を「平成29年涌谷町規則第4号」に改正いたすという内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第12号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期が「2年」から「2年を超え3年以下の期間で条例で定める期間」とすることができることとなったことから、本町の委員の任期を「3年」とするため、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 涌谷町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。  
議案書20ページと、新旧対照表32ページをお開き願います。

町長の提案理由の説明のとおり、介護認定審査会の委員の任期を現在の「2年」を「3年」にする条例の一部改正でございます。

介護認定審査会の委員の任期は、これまで政令で一律に「2年」とされていましたが、地方分権改革推進の一つとして委員の任期について「2年を超え3年以下の期間」で市町村が条例で定めることができるようになりました。これを受け、涌谷町介護認定審査会の委員の任期を、市町村で定めることのできる上限の「3年」に改正するものでございます。

現在、涌谷町では委員の任期を規則で定めていますが、新たに条例に第2条の2、介護認定審査会の委員の任期を加え、3年と規定するものでございます。

最後に、附則としまして施行期日は平成29年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第13号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎地域広域行政事務組合理約第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金について、消防費負担金における消防本部庁舎整備に係る用地費に関する負担区分を新たに追加する必要があることから、規約

の一部を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、21ページをお開きください。

議案第13号 大崎地域広域行政事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、関係市町の負担金について消防費負担金における消防本部庁舎整備に係る用地費に関する負担区分を新たに追加する必要が出てきたことから、規約の一部を変更しようとするものでございますが、新消防本部の用地につきましては、平成27年度、28年度に面積約1万2,000平方メートル、金額としましては約11億4,400万円で、大崎市土地開発公社が用地を取得しております。平成29年度にそこから大崎地域広域行政事務組合が取得をしようとするものでございます。

その取得に係る負担につきまして、当初は3億円を関係市町の負担とし、残りを大崎市が負担するというところで、組合会で承認をされておりました。その後、3億円につきましては財政調整基金を充てることになったため、残り約8億4,400万円を大崎市の負担とすることで、規約を変更するものでございます。

条例案の新旧対照表33ページをお開きください。

別表第17条関係の消防費負担金の負担区分の欄に、「消防本部庁舎整備に係る用地費を除く」と変更し、34ページにまいります。この「消防本部庁舎整備に係る用地費に限る」ということで、大崎市が100分の100を負担するというように変更しようとするものでございます。

本議案をご可決いただきますと、その後構成市町での協議を経て、知事への届け出という手続になります。

なお、今回変更する部分につきましては、平成29年度の用地取得のみに適用するものでございまして、平成31年の庁舎完成に合わせて組合事務所の位置の変更が出てまいりますので、その際に削除する予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 大崎地域広域行政事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 大崎地域広域行政事務組合同規約の変更については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

---

◇

◎議案第14号の上程、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第14号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億6,843万7,000円を減額し、総額を76億2,881万1,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、繰越明許費において13事業を翌年度へ繰り越ししまして、事業を執行いたそうとするものでございます。

歳入につきましては、事業の確定・確定見込み等に伴い、減額をいたそうとするものでございます。

歳出につきましては、民生費におきまして小里笹岳学童クラブを笹岳白山小学校内へ移設するための経費及び平成29年度から町内学童クラブについて対象を4年生までとするための準備経費を増額いたし、衛生費におきましては大崎市民病院救命救急センター運営費負担金及び国保病院事業会計負担金を増額いたそうとするものでございます。

商工費におきましては、黄金山町有地整備事業につきまして、平成27年度から繰り越して事業を進めてまいりましたが、一部外構整備について年度内の完成が見込めないことから、今年度改めて予算計上いたし、翌年度へ繰り越しして、事業を実施いたそうとするものでございます。

公債費におきましては、黄金山町有地の売却による償還を見込んでおりましたが、今年度の売却が見込めないことから、減額いたそうとするものでございます。

その他、事業の確定や今後の見込みによりそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長から順次説明をお願い申し上げます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第14号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）でございます。

補正予算書の最後のページになりますが、52ページ、53ページをお開きください。

まず、人件費からご説明いたします。

52ページ、給与費明細書、1、特別職でございます。この表の下の方、比較のところを見ていただきたい



と思います。その他特別職で22人の減、報酬で97万円の減でございますが、参議院議員選挙の立会人や農業委員会委員、消防団団員の減によるものでございます。

続きまして、次の53ページの一般職でございます。（1）総括の比較でございますが、職員手当で73万1,000円の減でございますが、これにつきましては参議院議員選挙の時間外手当が減額となったものでございます。

5ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 第2表繰越明許費でございますが、年度内に支出を終わらない見込みであることから、13件の明許繰り越しをお願いするものです。

なお、3款2項学童施設整備事業につきましては小里笹岳学童クラブに係る整備、8款2項道路新設改良事業につきましては生栄巻大橋補修事業、11款2項災害復旧事業につきましては大崩小里線に係るもので、総額4億3,308万3,000円でございます。

6ページをお開きください。

第3表地方債補正でございますが、それぞれ事業費の確定見込みにより増減をいたすもので、総額530万円の減額をいたすものでございます。

10ページ、11ページ、歳入にまいります。

○税務課長（泉沢幸吉君） 歳入、町税でございます。1款4項1目町たばこ税でございますが、年度末見込みまでの405万7,000円を減額をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 6款1項1目地方消費税交付金2,648万5,000円の減額ですが、確定によるものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 12款2項2目1節他市町村委託保育利用負担金の19万3,000円の減額につきましては、見込みによる減額でございます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 13款1項1目総務使用料16万5,000円の増額でございますが、それぞれ確定見込みによるものでございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 4目農林水産業使用料の1節農林水産施設使用料、農村環境改善センター使用料6,000円の減額につきましては、年度末見込みによるものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 2節幼稚園保育料83万7,000円の減額と、④預かり保育料11万6,000円の減額につきましては、見込みによる減額でございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3節公民館使用料の①公民館使用料、それから公民館冷暖房使用料の合わせて14万6,000円の補正減につきましては、年度末見込みによるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

4節資料館使用料1万8,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。

5節体育施設使用料の②体育館使用料、③涌谷スタジアム使用料につきましては、年度末見込みによるものでございます。8万6,000円の増となるものでございます。

6節くがね創庫使用料1万5,000円の補正減につきましては、年度末見込みによるものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 2項1目4節①自転車等駐車場申請手数料でございますが、確定見込みによるものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 14款1項1目5節国民健康保険基盤安定負担金49万7,000円の減額、次の13節低所得者介護保険料軽減負担金8万9,000円の減額ですが、それぞれ確定によるものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金25万3,000円の増額は、事業費減による交付金額の確定によるものでございます。

続きまして、7節公共土木施設災害復旧事業費補助金3万5,000円の減額は、補助金の確定による減額です。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 14ページ、15ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費委託金7,000円の減ですが、中長期の在留住所地届け出事務委託金の交付決定によるものです。以上です。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 15款1項1目5節国民健康保険基盤安定負担金271万3,000円の減額、次の12節後期高齢者医療保険基盤安定負担金170万2,000円の減額、次の15節低所得者介護保険料軽減負担金4万4,000円の減額ですが、それぞれ確定によるものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、2項1目1節総務費補助金②の消費者行政活性化事業補助金で72万円の減額でございますが、歳出の9款消防費、原子力災害対策経費におきましても同額を減額いたしております。事業確定の見込みにより減額をいたすものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） ⑧バス運行維持対策費補助金6,000円の増額、⑮みやぎ環境交付金17万9,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の2目2節⑩社会福祉法人等軽減措置補助金21万6,000円の減につきましては、今後の見込みによるものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 次の4節⑫乳幼児医療費助成事業運営強化補助金26万円の減額ですが、確定によるものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 4目1節農業費補助金①農業委員会費補助金につきましては、内示により増額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

○建設課長（佐々木竹彦君） 6目土木費県補助金1節住宅費補助金28万5,000円の減額は、補助金額の確定によるものでございます。

2節土木費補助金は、箕岳町民体育館の耐震診断助成事業補助金29万6,000円の増額により確定するものです。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、7目2節②消防施設等整備事業補助金4万円の減額でございますが、事業の確定による減額でございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 8目1節③僻地児童援助費等補助金105万8,000円の増額は、遠距離通学のスクールバス運行に係る県の補助金の確定によるものでございます。

それから、2節③原子力・エネルギー教育支援事業補助金9,000円の減額、そして8節①被災幼児就園奨励費補助金4,000円の増額につきましては、県補助金の確定によるものでございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 3項1目統計調査費委託金3,000円の増額ですが、人口動態調査に係る交付金の交付決定によるものです。以上です。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、4節②参議院議員選挙で80万7,000円の減額でございますが、事業確定によるものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 6目1節⑤スクールソーシャルワーカー活用事業委託金4万3,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 16款1項1目財産貸付収入59万4,000円の増につきましては、確定見込みによるものでございます。

18ページ、19ページにまいります。

2目利子配当金につきましては、それぞれ各基金の利子の確定見込みによる増額でございます。

2項1目1節①土地売り払い収入1億3,891万9,000円の減額につきましては、黄金山工業団地の年度内の売却が見込めないため、1億4,000万円を減額し、水路等の売り払い収入がございましたので、その差額を減額いたすものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、17款1項1目1節②ふるさと納税で210万円の減額でございますが、年度末までの見込みにより減額いたすものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 2目1節教育費寄附金10万8,000円の増額につきましては、涌谷町町民ゴルフ大会実行委員会等による寄附金でございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 18款1項1目1節後期高齢者医療保険事業勘定特別会計繰入金46万5,000円の減額ですが、後期高齢者医療広域連合へ保険料負担金の精算による不足分納付のため、特別会計へ繰入金の戻し入れをするものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 5目1節①宅地造成事業特別会計繰入金で534万1,000円を減額するものですが、これは後ほどご審議いただきます宅地造成事業特別会計におきまして、新下町浦地内の分譲地1区画分の売り払い収入を見込んでおりましたが、今年度において売れる見込みがなくなったことから、特別会計からの繰り入れを減じるものです。

20ページ、21ページをお開き願います。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 18款2項1目財政調整基金繰入金500万円の減額につきましては、財源の調整でございます。

12目震災復興基金繰入金902万4,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。

○税務課長（泉沢幸吉君） 20款1項1目1節延滞金200万円の増額でございますが、年度末までの見込みによるものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 3項5目1節奨学資金貸付金元利収入②未収繰り越し分61

万円の増額につきましては、見込みによるものでございます。終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 6目1節123万8,000円の増額でございますが、2名の方の繰り上げ返納がありましたので、増額するものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 5項3目1節給食費徴収金②未収繰り越し分9万円の増額につきましては、給食費の未収繰り越し分の収入見込みによるものでございます。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 5目雑入狂犬病予防注射負担金47万3,000円の減額ですが、集団接種の実績により減額するものです。以上です。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 同じく⑦文化財関係等書籍頒布代につきましては、17万1,000円の増額でございます。年度末見込みによるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） ⑩前年度後期高齢者医療市町村負担金返還金904万6,000円の増額ですが、平成27年度医療給付費負担金の精算により返還を受けたものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 22ページ、23ページにまいります。

21款町債につきましては、先ほど第3表の補正でお話し申し上げましたけれども、それぞれ額の確定等によるものでございますので、省略させていただきます。

歳出にまいります。

24ページ、25ページをお開きください。

○議会事務局長（高橋 貢君） 1款1項1目議会費議会管理運営経費です。旅費35万円の減額、委託料6万円の増額となっております。それぞれの年度末の状況を踏まえて、増減するものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、2款1項1目1節細節2の一般管理経費、12節①通信運搬費で51万円の増額でございますが、後納郵便料と今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

次の13節①委託料、ふるさと納税事務委託料で61万円の減額でございますが、ふるさと納税の歳入減を見込みましたことから、受け付け、発送等の事務委託料につきましても減額をいたすものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 2目1広報広聴費2万8,000円の減額でございますが、広報用カメラ購入の契約差金でございます。終わります。

○会計管理者兼会計課長（佐々木健一君） 3目会計管理費の会計事務経費、12節役務費の手数料で84万円の減額ですが、コンビニ収納取り扱い手数料の年度末での見込みによるものでございます。

26ページ、27ページをお開き願います。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 4目1管財一般経費の4共済費1万2,000円の増額、12節役務費5万6,000円の減額、13節委託料の清掃業務委託料8万円の減額につきましては、確定見込みまたは契約差金となっております。

13節委託料のうち、健康文化複合温泉施設指定管理料及びわくや万葉の里指定管理料、合わせて1,750万円の減額でございますが、本年度の施設管理の状況等を地域振興公社と協議をいたし、減額するものでございます。

5目2財政管理経費113万4,000円につきましては契約差金、3基金管理経費につきましては利子を積み立て

するものでございますが、積み立て後の震災復興基金の額は1億7,994万1,000円となるものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 4情報化推進経費で81万5,000円の減額でございますが、12節手数料でそれぞれ契約差金によるものでございます。

次に、8目細目1交通安全対策経費4節社会保険料で2万8,000円の増額でございますが、年度末までの見込みによるものでございます。

次の9目細目1職員福利厚生経費13節①職員健診委託料で62万8,000円の減額でございますが、事業の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 10目コミュニティ事業経費で6万3,000円の減額ですが、11節需用費⑥修繕料で6万9,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらは中地区コミュニティセンターのトイレ、給水管の一部が凍破したため、その修繕料をお願いするものでございます。

13節委託料から19節負担金補助及び交付金につきましては、事業費の確定により減額するものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 11目土地開発基金費から13目減債基金費につきましては、それぞれ利子等を見込んでの積み立てあるいは繰り出しになっております。以上です。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の14目細目1防犯経費11節⑤光熱水費で150万円の減額でございますが、電気料金の燃料費調整額等の値下がりにより、年度末までを見込み減額いたすものでございます。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 3項1目戸籍住民台帳事務経費3万1,000円ですが、個人番号カード作成業務委託料の支払いがなく、減額するものです。

次のページをお願いいたします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 4項4目細目1の参議院議員選挙費で80万2,000円の減額でございますが、それぞれ事業の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 5項2目27経済センサス活動調査につきましては、支出科目の組み替えでございます。終わります。

○議会事務局長（高橋 貢君） 6項1目監査委員経費につきましては、年度末までの見込みにより増額するものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3款1項1目3国民健康保険対策経費28節繰出金1,114万4,000円の減額ですが、全て国保会計への繰出金です。確定または今後の見込みによるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次のページをお開きください。

3目在宅老人福祉経費28万9,000円の減額につきましては、社会福祉法人等軽減補助金の年度末の見込みによるものでございます。

次の3基金管理費101万2,000円の増額につきましては、保健福祉基金積立金の積立金でございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 5介護保険対策経費28節繰出金46万3,000円の減額ですが、介護保険会計への繰出金の減額でございます。今後の見込みによるものです。終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 6 介護サービス事業費19節③その他負担金、老人保健施設事業会計負担金として14万5,000円の減額をお願いするものでございますが、基礎年金拠出金、公的負担経費に対する特別交付税分の確定見込みによります減額をいたすものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 7 後期高齢者医療対策経費28節繰出金226万8,000円の減額ですが、後期高齢者医療保険会計への繰出金の減額です。確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 2 項 1 目 7 子育て支援経費40万円の減額につきましては、紙おむつ等の購入助成分20人分の減額になります。

次の3 母子父子家庭医療費給付経費、扶助費でございますが、2 万円の増額につきましては、母子父子家庭医療費の助成金の今後の見込みによるものでございます。

以上です。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 次のページをお開きください。

4 目 2 細目児童館運営事業経費12節②手数料36万3,000円の増額につきましては、小里箕岳学童クラブを箕岳白山小学校内に移設するための経費でございまして、金庫、ピアノ、コピー機等を移設するものでございます。

18節①備品購入費76万4,000円の増額につきましては、町内4カ所の学童クラブの利用対象者を現在の小学3年生から29年度については4年生まで拡大するために必要なロッカー、折りたたみ椅子、机等でございますけれども、購入するものでございます。

次に、6 目 2 細目保育所管理経費4 節③社会保険料270万円の減額、7 節②臨時事務職員賃金750万円の減額につきましては、臨時保育士に係る今後の見込みによるものでございます。さくらんぼこども園の臨時保育士につきましては、当初見込んでおりました人数まで確保できないことから、今回減額するものでございます。

次に、11節⑦賄い材料費360万円の減額につきましては、さくらんぼこども園の給食の材料費でございまして、見込みによるものでございます。

今回のさくらんぼこども園の保育所管理経費につきましては、決算監査の不用額について昨年指摘を受けておりますこともございまして、今回まとめて減額するものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 4 款 1 項 1 目 5 地域医療対策経費③その他負担金、大崎市民病院救命救急センター運営費負担金296万8,000円、大崎市夜間急患センター負担金8万円、それぞれ増額ですが、確定によるものでございます。終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 3 目環境美化推進経費の委託料56万5,000円の減額ですが、狂犬病予防注射の委託料を実績により減額するものです。

2 項 1 目じんかい処理経費の委託料14万円の減額ですが、町内一斉清掃汚泥処理業務委託金の残額を減額するものです。

次のページをお開きください。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 36ページ、37ページでございます。

4 項 3 目 1 病院対策経費として4,500万円の増額をお願いするものでございますが、病院会計におきまして

企業債償還金元金の償還額が平成28年度ピークを迎えております。今回の補正につきましては、その元金の償還額の財源補填として4,500万円の増額をお願いいたすものでございます。終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 6款1項1目農業委員会費、委員会運営経費でございますが、委員報酬につきましては本年1月末に農業委員1名が欠員となりましたので、減額するものでございます。

費用弁償、普通旅費につきましては、年度末までの見込みによりそれぞれ減額するものでございます。終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 2目農業総務費については、財源の見直しをするものです。

3目農業振興費については、それぞれ積立金、繰出金で増額をお願いするものです。

4の畜産業費でございますが、先ほども申し上げましたとおり2名の返納金がありましたので、繰り出すものでございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 次に、38ページ、39ページをお開きください。

8目農村環境改善センター運営経費14万8,000円の減額でございますが、光熱水費5万円の減額、これは年度末見込みによるもの、それから15節のトイレ改修工事でございますが、トイレ洋式化に伴う契約差金ということで9万8,000円の減額になったものでございます。終わります。

○上下水道課長（平 茂和君） 15目農村整備事業費28節繰出金でございますが、農業集落排水事業特別会計への繰出金で69万7,000円を減額するものでございます。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 7款1項2目商工業振興費1細目商工業振興対策経費で212万7,000円の減額ですが、19節④補助交付金、中小企業振興資金貸付保証料補給補助金、中小企業振興資金貸付利子補給補助金におきまして、年度末の見込みにより減額するものです。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 続きまして、2企業誘致対策経費620万2,000円の増額をお願いするものです。

9節②普通旅費23万1,000円の増、11節④食料費1万5,000円の減につきましては、それぞれ今後の見込みにより増減をお願いするものです。

15節①工事請負費598万6,000円の増につきましては、工場団地造成工事の附帯事業として調整池の周辺のフェンスの設置、調整池のり面と車道との間へのポールの設置、及び工場団地への案内等看板を設置しようとするものです。本来は平成27年度の繰り越し予算で考えておりましたが、進出企業との協議の結果、発注時期がおくれましたことにより、今回改めて補正で予算をお願いし、平成29年度に繰り越そうとするものです。

なお、財源につきましては、平成27年度の繰り越し予算を不用額として余らせ、平成28年度予算に振りかえるものとなります。

終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 3目観光費1観光振興対策経費で158万1,000円の減額でございますが、観光振興計画策定事業におきまして当初3月まで策定する予定でしたが、2市2町の連携による日本遺産の申請を行っており、その結果が4月に発表される予定でございます。本計画にも日本遺産の文言を入れて、観光事業を推進することから、その結果の発表まで計画の取りまとめをおくらせることにより、事業費の一部を次年度に繰り越すもので、それ以外の費用といたしまして1報償費と2旅費の費用弁償を減額いたすものでござ

います。

11節需用費⑥修繕料8万4,000円の増額でございますが、こちらは見龍廟前のトイレにおきまして、給水管の一部が凍破したため、その修繕料をお願いするものでございます。

12節役務費から、次の40ページ、41ページをお開き願います、13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、事業費の確定により減額するものです。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 次に、8款土木費です。1目土木総務経費の59万円の減額ですが、委託料、負担金補助及び交付金につきまして、各住宅が1戸となったために、額の確定により減額するものでございます。

続いて、1目道路橋梁総務経費の燃料費13万6,000円は、年度末の見込みによるものです。

委託料10万5,000円の減は、契約差金によるものでございます。

続いて、3目道路新設改良事業費450万円の減額は、起債対象路線の額が確定したことによる減額でございます。

次のページをお開きください。

○上下水道課長（平 茂和君） 3項4目下水道建設費でございます。28節繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計への繰出金で473万4,000円を減額するものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続いて、1目住宅管理費2基金管理経費で、公営住宅基金積立金の90万円の増額ですが、額の確定によるものでございます。

続いて、2災害公営住宅整備事業費509万4,000円の減額は、工事費の契約差金と、補助交付金では入居者が全員確定したことにより減額するものです。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、9款1項2目細目1非常備消防経費1節報償費60万円の減額につきましては、消防団員の減によるものでございます。

9節及び11節の旅費、需用費につきましては、今後の見込みにより減額いたすものでございます。

次の3目細目1消防施設維持管理経費11節⑤光熱水費で15万円の減につきましては、年度末までの見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

細目2の消防施設整備事業費で29万5,000円の減額でございますが、13節①消防団ポンプ置き場新築実施設計常務委託料の契約差金でございます。

次の5目細目4原子力災害対策経費で72万円の減額でございますが、歳入の消費者行政活性化事業費補助金の際に説明いたしましたが、臨時職員の勤務時間及び修繕料につきまして、今後の見込みにより減額いたすものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 10款1項2目2細目事務局経費11節③燃料費50万円の減額につきましては、スクールバス等の燃料費の今後の見込みによる減額でございます。

13節①委託料2,276万5,000円の減額につきましては、スクールバス運行運転業務委託料で2,087万8,000円の



減額でございまして、契約差金と今後の見込みによる減額でございます。

それから、中学生海外研修委託料の188万7,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。

スクールバスの委託料減額につきましては、もっと早い時期に減額措置が必要でございました。申しわけございませんでした。

次に、3細目奨学資金貸付事業経費、1節報酬から21節貸付金につきましては、奨学資金貸し付けに係る経費でございまして、それぞれ確定による減額でございます。

それから、細目5の学力向上対策経費、11節②消耗品で4万3,000円の減額でございますが、歳入で説明いたしましたスクールソーシャルワーカー活用事業の県委託金事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目細目2学校管理経費7節②臨時事務職員賃金100万円の減額でございます。特別支援補助員53万3,000円、それから英語指導補助員31万円、プール監視員賃金15万7,000円で、勤務実績等による今後の見込みによる減額でございます。

次に、3項2目細目1の教育振興経費18節①備品購入費9,000円の減額につきましては、歳入でお示しました原子力・エネルギー教育用備品の購入額が確定したことによる減額でございます。

次に、4項1目2細目幼稚園管理経費11節⑥の修繕料2万4,000円の増額につきましては、南幼稚園のストロークの修繕をいたすものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 5項1目社会教育事務経費13万7,000円の減額でございますが、報酬、報償費、旅費それぞれ減をお願いするものでございます。年度末見込みにより減額するものでございます。

次に、48ページ、49ページをお開きください。

2目6公民館運営経費でございます。こちらは169万2,000円の減額をお願いするものでございます。燃料費40万円の減額、通信運搬費7万5,000円の減額、手数料119万9,000円の減額、これらにつきましては、年度末見込みによるものと、あと契約差金により確定したものでございます。

それから、保険料、建物火災保険料1万8,000円の減額につきましても、確定によるものでございます。

文化財保護費、文化財保護経費の13万円の減額でございますが、旅費の9万円の減額、それから委託料の4万円の減額、これは年度末見込みにより確定したものでございます。

4史料館費につきましては、財源組み替えでございます。

6目くがね創庫費、くがね創庫管理経費25万円の減額でございます。これは年度末見込みによるもので、光熱水費、それから手数料につきまして減額するものでございます。

それから、6項1目保健体育総務費1万5,000円の減額、これは年度末見込みによるものでございます。

それから、3目の体育施設費29万3,000円の減額は、13委託料、箕岳町民体育館の耐震診断の委託料、契約をいたしましたので、差金を減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料3万1,000円の減額は、年度末確定によるものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 50ページ、51ページでございます。

12款1項1目1町起債残金1億4,000万円の減額につきましては、黄金山工業団地の売り払い収入分を県への償還に充てる予定でしたが、歳入同様に減額をいたすものでございます。

14款予備費につきましては、歳入歳出の差額を調整したものでございます。

議長、済みません、説明の追加をお許しいただきたいんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 許可いたします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、説明の追加ということで、先ほど28ページ、29ページのそれぞれの基金の部分で、この予算可決後の金額を忘れておりましたので、お話しさせていただきます。よろしいでしょうか。

土地開発基金1億6,270万9,000円、財政調整基金7億386万円、減債基金2億5,879万9,000円でございます。大変申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で議案第14号 平成28年度浦谷町一般会計補正予算（第8号）の説明は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時でございます。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

議案第14号 平成28年度浦谷町一般会計補正予算（第8号）の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

まず、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、5ページ、第2表繰越明許費、第3表地方債補正について質疑ございませんか。10番。

○10番（門田善則君） それでは、質疑させていただきます。

今回、第2表の繰越明許費でございますが、13件ということで、かなり多くなっているなど。普通、地方自治法の継続費に当たるものについては213条と212条の中で例外的に認められるというふうなうたってあるわけですが、なぜこのように多くなっているものなのかということが私としては不思議になります。いろいろと理由があろうかと思えますけれども、総務費から民生費、商工費、土木費、土木なんかであれば常任委員会のほうでも、ある会社が指名停止になって、その中でこういった状況になってしまったというような説明も聞いたわけですが、本来ならば単年度決算でやるわけなので、余りあっていいことではないんですね。私も調べてみると、言葉としては例外的に認めていると、そして議会の承認を得なければならないというふうになっているわけです。その例外的というものを各課の課長さん方はどのように受けとめているのか、その辺につ

いて、代表で聞いたほうが私はいいと思うんですけども、でもNo.2は1人ずつ聞けと言うからだけれども、私は副町長に聞きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 今回、繰越明許費につきましては13件ということでお願いしてございます。今議員さんおっしゃられたとおり、若干例外的なものは認めるということになっていて、これは多分課長さんたちも皆さん、議員の皆さんもわかっているとおり、会計年度の独立の原則というのがあるんです。単年度主義です。それを何らかの理由で繰り越す、事故繰り越しもありますけれども、ある場合はやむを得ないということで、議会の議決をいただいて、次年度にということなんですけれども、今回私も課長会議の際、それから指名委員会の際、いろいろ課長さんたちにどういう理由で明許繰り越しをしたんだと、きちんと理由があるものにしておかないと議会では議決はもらえないよということをお話ししました。

私考えた中で、震災後、国の経済対策等で3月に大型補正があって、それはほとんど事業が繰り越しされた中でやってきたものがたくさんあります。その影響もあって、繰り越しは簡単にできるものという、こういう表現はいかがかちょっとあれなんですけれども、職員の中にも若干勘違いして、できなければ次の年というようなことになっていったんだろうと思います。今後はそのようなことのないように、職員にしっかり指導していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今副町長がそのように言われましたからですけども、本当にそうじゃないかなと。私から見ると、若干職員の方も、言葉は悪いんですが、何かたるんでいるように見えてしょうがないです。ですから、ここにいる議員さん方もそういった見方をする方もあろうかと思うんですね。ですから、そう勘違いされないように、やっぱり今副町長が言ったようにきちんと各事業を持っている課においてはそのことを念頭に置いて考えていかなければならないだろうというふうに思います。

そこで、聞くわけですが、どうしてもしょうがないという部分の判断を今課長にさせているのか、また執行者に対してそういう相談があるのか、その辺についてお伺いしておきたいんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 最終的には町長のところに来て、方針を決めるわけですが、私の中で大分迷ったところもあります。それから、今予算を使用した際に不経済なところ、それから非効率なところもあるもの、それから何らかの第三者関係で、道路関係とかそういうものについては今指名停止になっている、それからゼネコンですと談合問題で指名停止になってなかなか進まないとかいろいろありまして、大小ありますけれども最終的には町長のところで判断して、今回これはやむを得ないだろうということで13件を明許繰り越しさせていただきました。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 副町長と私の考えは恐らく一緒だと思うんですが、それがマンネリ化するようでは大変なことになるので、やっぱり今後そういったことも課長会できちんと、これは例外的に認める話であって、簡単にできることではないんだぞということの意識づけも必要かと思うんですが、最後にその辺はいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ご指摘いただきましたこと、深く反省しております。1件1件聞きますとなるほどなどという理由もございしますが、確かに予算の執行に当たっては若干スピード感が足りないのかなというふうには感じます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 私もこの繰越明許費についてはちょっと違和感があるんですけども、今10番議員が聞きましたけれども、ちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

道路新設改良の関係なんですけれども、これは具体的にどこどこなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 道路新設改良費の予算でございますが、委託料と道路工事請負費の関係を合計したものでございます。昨年11月の経済対策で、橋の設計業務委託と道路改良工事補修の交付金事業が追加補正になったわけなんですけれども、それも含めまして、橋の委託料につきましては交付金、単独費合わせて3,520万円ほどになります。

それから、企画財政課長がご説明したとおり、橋の工事の関係で一度入札の不調等がありまして、実際に着工は10月、それから調査等も時間を要して、2億1,190万6,000円の工事請負契約、今進捗状況は3月末で25%程度になるんですけども、3月までの工期内には完成が難しいということで、4月には一度橋を開放して、舗装業者等の確保も含めて夏休みのスクールバス等の対応をするために8月末までを予定しており、この金額、業者から前払い請求もごさいませんでしたので、まるっと2億1,190万6,000円を繰り越しております。

それと、経済対策分の道路改良費として吉住長根線、それから上涌谷上郡線の舗装工事で、合計して橋と合わせますと2億7,357万2,000円、合計で3億1,109万2,000円の金額となったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） いろいろ事業が入っての繰り越しということですけども、先ほど言われたように例外的な予算措置でありますので、おくれるのであればもう少し早い時点で予算と一緒に繰り越ししてしまうとか、そういう方法もあろうかと思いますが、特にこの中で見ると10款の教育費の図書館の基本設計とか体育館の耐震診断とかもありますけれども、予算をとる時期もどうかと思いますけれども、本来ならば年度内で終わらないのであれば新年度に回すとか、そういう予算の計上の時期もあると思いますけれども、その辺財政課長はどのようにお考えですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答え申し上げます。

まず、参考までに今回の繰越明許費の13件の予算をとった時期ということで、当初予算が5件、9月が2件、11月が1件、12月が2件、2月が2件、今回3月が1件ということで、そういうような予算どりとなっております。

それから、確かに議員さんおっしゃるとおりだと思います。29年2月10日付の総務省自治行政局長、国土交通省土地建設産業局長のほうから公共工事の円滑な施工確保についてというような通知がまいっております。中身としましては、適正な価格による契約、それから施工時期等の平準化ということで、なるべくならして、人

材とか資機材の効率的な活用、それから担い手の処遇改善をするということで、債務負担行為の積極的な活用、適切な工期の設定、余裕期間の設定、繰り越し制度の適切な活用により、施工時期等の平準化に努めることというような通知がまいっております。当然議員さんのおっしゃることもこのことを言われているかと思っておりますので、今後各課に周知をしながら、こちらのほうをやってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 総務省のほうからは、決して悪いことではないと。確かに予算執行して、年度末で終わってしまうと、4月、5月、6月は全然事業がなくて、業者さんのほうも暇であるということは事実。それでそういう総務省の通達があるのであれば、先ほど話したように12月、11月の補正、それから2月、3月の補正であれば当然その補正の時期に合わせて繰り越しをしておくべきだということを先ほども言いたかったわけですが、その辺はどう考えているのか。3月のぎりぎりでこういう繰り越しじゃなくて、補正予算をとる段階で繰り越しの措置をすべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 当然おっしゃるとおり支出ができない見込みであるものにつきましては、その都度適切な時期のほうに補正を上げたいと思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、歳入でございますが、歳入は一括質疑となります。10ページ、1款町税から、21ページ、20款諸収入について、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 歳出に入ります。

歳出は項ごとになりますが、人件費のみと財源内訳の組み替えについては省略いたします。

初めに、24ページから25ページ、1款議会費1項議会費についての質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

24ページから29ページまで、2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。1番。

○1番（竹中弘光君） 4目財産管理費の委託料について質問します。

健康文化複合温泉施設指定管理料と、わくや万葉の里指定管理料の減額がありますけれども、町にとっては財政難の折、地域振興公社のほうから戻されるのは大変よろしいかとは若干思うんですが、この部分の中で今地域振興公社のほうでかなり問題というか、表現は申しわけないですが、要は長期借入金もあって、それも返済見通しはどうなんだということも考えられるわけでございますけれども、私は今回状況が変わったから売り上げが上がって、その分、聞いた話で申しわけないですが、税金に払うのであれば町に返したほうが良いと、そういう解釈で聞いていますけれども、それはそれでその部分はあるかとは思いますが、やはり地域振興公社本体の部分の中で財務内容を変えていかなければならない状況にあって、努力の末に利益を出したのに町に指定管理料を戻さなければならないのかという部分で疑問に感じますけれども、いかが

でしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答えいたします。

今回合わせまして1,750万円でございますが、まずわくや天平の湯につきましては、地域振興公社と当然協議をいたしまして決めたものでございます。中身としましては、今回のこのわくや天平の湯につきましては燃料費で約800万円ほど、当初と決算見込みの乖離がございます。要は思ったほど燃料代がかからないというか、単価の部分の関係もございますけれども、それらがほとんどの部分でございます、それらも含めて1,000万円、予算のほうは減額となっております。

それから、天平ろまん館につきましては、今まで前年度の決算を見ながら次の年にその分を精算といいますか、しておりました。その分が今年度1,000万円プラスになっております。ですので、言ってみれば正味2,500万円お金が公社のほうに行くという予定でございましたけれども、それらもろもろお金を合わせまして750万円は減額してもよろしいのではないかというような協議が整いまして、今回の減額になったものでございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） その部分は理解はできるような形なんでございますけれども、要は今の課長の話ですと、逆に言うと足りなくなればその部分の予算を話し合いで町のほうでまた出しますよというような形に聞こえるんですけども、やはりある程度まで指定管理料というのはある程度確定していなければ、企業としても要は売り上げとかその部分の中で業績が見込めないと思うんですよね。やり方次第というかね。その中で、何度もあれなんですけれども、今振興公社の中では3,000万円という貸付金を町に返さなければいけないという部分の中で、どのような形で財源確保するのかという部分の不安が大分出ていると私は思うわけです。だったら、やっぱりその部分を消す中でも、当初から町との話し合いの中でこのくらいは当然いいよというように決めたと思うんですよね。その部分の中で営業努力をしてきた部分も多分にあると思いますので、結局売れた部分、税引後利益外減価償却費を含んで、その部分で長期貸付金の返済を考えたほうがよろしいかと思うんですけれども、いかがなんでしょうかね。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 町の考えという形なんですかね。3,000万円につきましては、皆様当初予算のほうをごらんになっていると思いますけれども、返済金として計上してございます。事務方としましては、契約書どおり返していただくということで考えております。

あと、指定管理料の考え方でございますが、返済金を返すためのお金ではなくて、あくまでも施設を管理するためのお金でございますので、あと借入金につきましてはどのような財源手当てをするかは公社のほうで考えるべきものだと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 指定管理料だけを考えると、確かに今課長がおっしゃるとおりの部分はあるかと思うんですけれども、これも当たっているかどうかはあれなんですけれども、私の考えでいきますと要はその

部分が財源手当てというか、もう初めから予算の中に組み込みになっているという解釈があるわけですよ。そうすれば、その部分が指定管理料で貸付金の返済をするというわけじゃなくて、総体的な売り上げの中に含んで、結局その部分も含んで利益が出たもので返済したほうがいいんじゃないかと考えるわけですが、その点ではやっぱりできないんでしょうかね。ですから、来年度には返してもらおうという話が一応出ているんですけども、同じような形で行って、指定管理料を出している限りはもうその部分は返済できないよという捉え方もできると思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 公社に関しましては、これまで地域振興公社、任意団体なんですけれども、協定書の中では指定管理料は出さない、黒字、赤字があった部分については協議しながら決めるという形で、27年までやってきました。指定管理者制度そのものについては今議員さんおっしゃるとおり指定管理料がきちんとあって、それを払って、それで管理していただくというのが原則ですね。28年度からその方式をとって、これまでの実績の中で指定管理料を決めさせていただいたんですけども、去年、28年度、27年度の後半から公社も改革をして、経費をどのようにするかという形で進めた中で、今回実績の中で決めた指定管理料では少し多かったということなので、町のほうにそこまでは要りませんという形にさせていただきました。

それから、町が貸している3,000万円に関しては、3年間の返済という形で貸し出しはしてはいたんですが、それがなかなかできないということで、そのまま持ち込みになって、今回29年4月1日からは一般社団法人ということで法人になります。法人の中で、税理士さんと会計士さんといろいろ相談した中では、そのまま3,000万円持ち越して法人をつかって、それで返済計画を立てていくと。それについては、なかなか言いにくいことなんですけれども、利益を追求する団体でもないんですけども、収益が上がればそれだけの法人税がかかってしまうということなので、一気に大きい税額にならないように、対策を練ろうということで今ちょっと協議している最中でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉 治君） 関連でございますので、同じ議案の中でやらせていただきますが、ご説明を聞いて非常に理解しているつもりでございます。しかしながら、副町長に説明いただきましたように、慣例として委託料としての取り扱いをしておったと。しかしながら、議案書の中には指定管理料という項目、要するに制度変更になった時点でこういう形になったわけでございますけれども、性格的に行きますとやっぱり1番議員も質問いたしましたように指定管理料というのはこれくらいのお金でやってくださいと言って、返していただくべき性質のものではないというふうに理解しております。そういったことから、今これらについて、要するに指定管理料の積算根拠、そういったものをしっかりやるべく外部監査等にも現在出されておる状況でございます。それらを踏まえて、やはり指定管理料にすべきなのか委託料にすべきなのも含め、委託の仕方、ルールをきちんと整備すべきだというふうに考えますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 委託制度から指定管理者制度に移行になって、今現在は指定管理者制度になってございます。指定管理者の指定を受けるにはある程度各企業さんが、今ですと3年間の指定管理をお願いしてい

ますが、きちんとした事業計画が出されてきているんですね。その中で指定管理料がこのくらいになるよと。経費がこのくらいかかるのであれば、赤字になる分を指定管理料の中でやってくださいというのがあるんですけども、今まで出されてきた事業計画は意外と私から言わせれば無視された形で、足りなくなったらやる、余ったらよこすというような形になっていましたので、29年4年からその辺をきちんと事業計画を立てていただいて、今公社のほうでも一生懸命改革をしていますので、その辺できちんとした指定管理料の額が決められるんじゃないかなと期待しているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉 治君） 数字的にこういう形で大きなお金が三角で提案されるということは、一方から見れば職員の方々が、監査委員さんの指摘、それから議会の指摘も踏まえて、一生懸命頑張ってきた成果だろうというふうには私は捉えております。それらをやはりきちんとみんなで支援して、またその辺をバックアップ、支援とバックアップは同じですけども、共通の意識を持って支援していくことが必要だろうと思いますし、これらが反面から見れば指定管理料として出した金額がある意味いい加減だったというふうな見方にもなってしまう可能性がございます。だからこそ、今答弁いただきましたけれども、きちんとしたルールを整備して、ぜひ今後法人化されるであろう公社の方々に意欲を持って運営に取り組んでいただけるようにすべきだというふうに思います。その辺のところ、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） いろいろご指摘いただきました。27年度までは1番議員、それから11番議員のおっしゃるような経理の方法だったかと、そのように捉えております。したがって、今回天平の湯ですかね、両方で1,750万円のいわゆる必要としない数字が出てきたわけですけども、昨年度の決算を見ながら今年度は健康文化複合施設で2,000万円、それからわかや万葉の里の指定管理ということで1,500万円、それを今までは1回に出していた。28年度は前期と後期に分けようということで、前期の段階で決算見込みを出したらば、これだけの数字が必要ない経理状態だということで、後期の分を抑えました。通常ですと、当初予算組みした指定管理料をお支払いしますと、両方で1,750万円の剰余金が出ますよね。任意団体なので、内部留保ができないんですよ。それが全部申告の段階で税に化けてしまう。そういうことは両者にとってマイナスだと。そのために、いわゆる剰余金、利益を内部留保できる法人化にするという作業を今進めております。当然そのようなしっかりした法的に認められた組織になれば、追加の指定管理料は支払わないような方向で今進めております。したがって、ことしの28年度で見込みました指定管理料で新しい組織を運営する。当然その後の追加指定管理料は見えておりませんので、その中で経営していただく。その中で利益が出れば内部留保金あるいは従業員に対してのいろんな賞与とかそういったものを、それはあくまで独立した会計の中でやっていくような形で今進められております。

いずれにいたしましても、皆さん方ご指摘のとおり指定管理料の算定の仕方については、いささかなものがあったということは私も認識しておりますので、今回新しい法的に認められた組織の中で法的な経理をしていただき、そしてまた皆さん方から誤解を抱かれないような組織に育てていきたい、このように思っております。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。3番。



- 3番（佐々木みさ子君） ちょっと教えていただきたいと思います。
- 議長（遠藤稔雄君） 関連ですか。
- 3番（佐々木みさ子君） 関連です。済みません。指定管理料なんですけれども、施設を管理する経費というふうなお話が先ほど出てきたんですけれども、健康文化複合温泉施設の中の要するに直売所を含めたあそこにある施設、いろんなものがありますよね、外に。そういうものを含めての経費も見込んでいるんですか、この指定管理料の中には。
- 議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。
- 企画財政課参事兼課長（今野博行君） はい。それで結構でございます。
- 議長（遠藤稔雄君） 3番。
- 3番（佐々木みさ子君） 私たちが使わせていただいている直売所の冷暖房を完備する、あれを今回直売所で購入するみたいな話が内部でされているんですね。見積もりをとったら300万円するという話がありまして、それが温泉のほうでは買えないという話をされたということがちょっと内部で出ているものですから、そういうのを含めて私たち施設利用料を払っているのかどうか。月5万円という施設の賃貸料を支払っているわけなんですけれども、先ほど指定管理料というのは施設を管理するための経費というふうにお話があったんですけれども、全体を含めて私たちはお借りしているような感じではいるんですけれども、そうするとあれはまた別物だよという感じで今後捉えるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 議長（遠藤稔雄君） 指定管理料の積算の中での答弁をお願いします。上席副参事。
- 総務課上席副参事（達曾部義美君） それでは、お答えいたします。
- 公社のほうで産直さんをやっている場所については、今のところ5万円、警備代ということでいただいておりますが、管理そのものは町の施設でありますので、公社と一体として常に見ておりますが、施設そのものは後で付随してつくったところでありまして、特に警備関係をもって一応こちらで支出している部分の一部ですね。
- それで、冷暖房機器についてもこの間伺ったんですが、それについては付随する備品、100万円以上ということであれば町と協議しながらやっていきたいと考えております。
- 議長（遠藤稔雄君） 3番。
- 3番（佐々木みさ子君） 私たち施設利用料で5万円払って、あと電気代と諸費用も全部……
- 議長（遠藤稔雄君） 3番さん、指定管理料に関する事で、直売所どうのこうのというのは別な機会があればやってください。
- 3番（佐々木みさ子君） 済みません。では、付随する備品だということで、ぜひ検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（遠藤稔雄君） 10番。
- 10番（門田善則君） 関連で、皆さんに先にやられましたからあれなんですけれども、さっきどなたかも言っていましたけれども、積算の根拠がわからないと、私も前からそのように思っていました。そこで、今回1,700万円という金をまたこちらに三角になるわけですが、温泉の問題についてはさきに議会のほうもそうでしたけれども、監査委員さんから指摘を受けて、会計のほうも含めて話がありました。その中で、今回新聞に

もそういったお話が載って、第三者に新しい会計を見ていただくということになったわけですが、何か私が考えると、今まで27年度も26年度ももしかするともっと早くに代表監査委員さんを含めた方々もしくは議会がそういうことをやれば、こういうふうに利益が出てきていたのかなというふうな、本当に、悪い考え方をすると、指摘をされたら利益が出ましたみたいな形に、結果的にですよ、今見るとそうなっているわけですよ。もっと早くに指摘したらもっと早く利益が出たのではないかなという、簡単に考えてしまうんですが、その辺、上席副参事いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 上席副参事。今の状況を踏まえてのみでお願いします。

○総務課上席副参事（達曾部義美君） 今の質問とちょっとずれるかも知りませんが、昨年末利益は大体1億何百万円ということで上がっています。現在数年ぶりに高騰しまして、1億3,000万円という目標額以上というような状況でございます。どのような経営にしているかということでございますが、まず1点はこれまで4年間、特に環境面、例えばお風呂の清掃に関しても月当たりの清掃日が数回と。現在は毎日清掃を行っているというような衛生面に関してと、さらにいろんな新イベントをやっているんですが、それが功を奏して……

○議長（遠藤稔雄君） 上席副参事、聞いているのは早くこういう指定管理のあり方を整理すればよかったのではないかということなので、現状の作業とかというのは割愛してください。

○総務課上席副参事（達曾部義美君） はい、わかりました。

確かに早くこれをやっていけば、もしかしたら今以上の経営というか、負担を出さないような状況になったかなと思いますので、こちら辺、過去のことでございますが、今後その辺も踏まえて頑張りたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今、担当からそういったお話があったんですが、今言われたようにもっと早くに我々議会も指定管理料を含めたあり方に気づいて、こういったお話になっていけば、もっと改善が早くなされたのではないかなと今私自身も後悔しているところなんですけれども、結局結果的にそういう話になったらこういうふうな状況になったということは、今上席副参事が言うように、もっと前にやっていけばもしかするとそうなったかもしれないということは、本当に町にとっては大変よいことをもっと早くにできていたらもっとよかったなということなんです。それで、先ほどもいろいろ質疑がありましたけれども、答弁の中では4月から法人になりますよとか、いろいろありますけれども、指定管理料とか委託料とか、さっき大泉議員も言っていましたけれども、今後の温泉または天平ろまん館について法人に全部預けてしまえば町は一切関係なくなるのかとか、そういうことまで踏まえて、今4月からのことも付随して考えているのかどうかお聞きしたいんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変追及いただいてまいりました。法人であれば町が関与しないということではございません。いわゆる指定管理料の問題もありますので。そしてまた、何でもっと早くやらなかったかということで、それはそれでいろんな状況もあったので、ただ私が言えますのは、利益を上げようという姿勢ではないんですけれども、経営体質の変換と、私何よりもいろんな環境で、新聞にも随分書かれましたけれども、職員の方々がそれにめげないで一生懸命やった結果だと思います。私はそれを褒めてやりたいということです。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 私も利益を出していただければ本当に職員も褒めたいし、本当にやりたいなというふう  
に思いますが、要は今財政のことをいろいろと大変な状況だと町長も施政方針の中でもお話ししているわけ  
ですよ。私自身もそう考えております。ならば、持ち出しを余りされないような形になっていけばいいのかなど。  
ただ、しかし今町長が健康文化複合施設だから利益を上げることを目的とした施設ではないんだよというよう  
なことを言いますが、でも利益が出なくて赤字、赤字でいってもいいかというところでもないと思うん  
ですよ。一番はとんとんになってもらうか、それ以上になってもらえば町民の負担にはならないだろうと。

それともう一つ、当初は町民の健康文化複合温泉施設という名称でつくりましたけれども、実質今聞いてみ  
ると涌谷町の利用者の数は3割程度というふうなお話です。ほかの市町村の方が7割来て利用していると。そ  
うすると、健康文化複合温泉施設の考え方をもう変えなければならぬ時期に来ているのかなど。要は町民が  
7割利用しているのであれば、それはその考えでいいんですが、だからその辺を踏まえるとやっぱりある程度  
利益は追及するべきではないかと思いますが、最後に町長いかがですか、その辺。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 利益を追求しなくて赤字になるという理論も確かに成り立ちますが、だからといいまし  
て赤字でもいいよということではございませんので、ご了承いただきたいと思ます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、28ページから29ページまで、3項戸籍住民基本台帳費について質疑ございませ  
んか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

30ページから31ページ、4項選挙費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく30ページから31ページまで、5項統計調査費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく30ページから31ページ、6項監査委員費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 30ページから33ページまでの3款民生費1項社会福祉費について質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 32ページから35ページまで、2項児童福祉費について質疑ございせんか。6番。

○6番（只野 順君） 4目の児童館費と6目の保育所費で、児童館の備品購入費で76万4,000円ということで、  
新しく移動する児童館に対する費用だと思いますけれども、籠岳白山小学校の敷地内に入る費用だと思います  
けれども、これは何名に対してどういった施設の形になるのか、まずそこを1点お願いしたいと思います。

それから、その次の保育所管理費で臨時事務職員、保育士等の賃金が750万円も減額されておりますけれど  
も、これは臨時保育士の方がやめたので減額しているのか。今待機児童もいる中で、保育士の賃金に関しては、

臨時賃金なんですけれどもきちんとした保証で、減額しないような形での予算を執行すべきだと考えますけれども、その2点。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） では、6番議員さんのご質問にお答えします。

備品購入費76万4,000円につきましては、来年29年度から4年生まで利用者が拡大することに伴いまして、八雲児童館ほかそれぞれの学童クラブにおいて人数がふえる予定ですので、それぞれの学童クラブに必要な椅子、テーブル、ロッカー等を購入するという内容でございます。

それから、保育所経費の賃金につきましては、本来ですと有資格者、保育士資格をお持ちの方を募集して確保したいわけなんですけれども、現実的にはそれがままならないということで、資格のない方も申し込みがあったときをお願いしているという形にはなるんですけれども、それについても本来必要とする人数まで達していないということで、年度末まで確保に努めておりますけれども、実際に集まらないというところで、今回減額になったという理由でございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） まず、備品購入費ですけれども、八雲児童館は私たち教育厚生常任委員会で視察しましたけれども、あの狭い中には備品はふやさないでしょうね。まずそこを1点。

それから、今の臨時保育士の賃金で、募集はしているけれども来ないと。これはじゃあその年度で予算を組んだり、あるいはその努力をどういうふうにしているのか。そこをもう少し具体的に教えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） まず、1点目の八雲児童館については、来年は人数がふえますので、椅子については重ねられるタイプのをふやす予定でございますし、残念ながら非常に面積が狭いということはあるんですけれども、それでも人数に必要な備品はそろえていくという考えでございます。

それから、保育士の募集につきましては、園と協議しながら、実際にこども園についても年度当初から人の異動がありまして、途中でやめられたりする場合も実際にございましたので、その都度協議しつつ、ハローワーク、それからホームページ等へ上げて、募集をしているのが現状であります。また、大崎市には保育資格を取れる短期大学等もございますので、そういうところとの協議などもしておるんですけれども、現在のところはなかなか有資格者を必要な数だけ集めることができないという内容でございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 八雲児童館のあの狭さというのは町長もご存じのとおりで、今度学童あるいは子育て支援に力を入れるということで、こういった部分的予算のとり方よりも、早目に児童館の建設のほうに向かっていったほうがいいかなと思っております。

それから、保育士が足りないというのはどこのまちでも同じでございます。保育士、看護師は全国的にも足りないと言われておりますけれども、涌谷町はなおさら保育士の確保のためにやはり待遇改善という形でお金を使って、それで引っ張るぐらいの努力をすべきだと思いますけれども、町長その辺どう考えますか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） それでは、児童館ですけれども、小学校3年生までですと例年80名弱というところで、70名ちょいぐらいまでは面積として一応基準、ガイドラインを満たしている。平成29年度は今のところ4年生をまぜて85名前後かなと、今そのように私は捉えておるんですけれども、若干狭いということでございます。それから、月将館と涌一は大体40名弱と、そして箕岳が10名前後と、今のところそういうふうな数だと思います。

それで、特に八雲児童館の対応についてでございますけれども、子ども・子育て会議でその制度設計についてこれから恐らく検討するであろうと思っておりますけれども、平成31年度までは放課後児童クラブという名称ですけれども、それが確立されていくわけです、6年生まで。その辺あたりまでの状況を見ながら、今後施設設備なども考える必要があるのかなと、現段階では私自身はそう思っております。

それから、保育士の整備ですけれども、これは予算が減額になってしまったんですけれども、できれば保証するために正規の方をとということなんですけれども、なかなかそれがままならないということで、待遇については涌谷町は手当関係でも去年、おとしですか、手当ていたしましたし、待遇については悪くはないと、同じだと思っております。それをよくすればいいかと。ただこれは待遇改善の競争になっても困るんですよ。絶対数は今不足しているということでございますので、やはりそういう点で涌谷町だけの枠の中で考えることもなかなか難しいだろうというふうに思います。その中でどういう形で持っていくか、今のところは先ほど課長が申し上げましたようにそういうふうな努力でやっているということです。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、34ページから35ページまで、4款衛生費1項保健衛生費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

同じく34ページから35ページまで、2項清掃費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、36ページから37ページ、4項医療福祉センター費について質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 病院対策経費についてお伺いします。

前回12月も補正があったと思うんですけれども、企画財政課長は地方公営企業法の繰り出し基準にのっとって繰り出しをするという説明をしたわけですけれども、今回の4,500万円という額はそれにのっとっているものなのか。それから、今回の4,500万円を含めて病院に出す総額が幾らで、そのうち基準額に当たる金額は幾らなのか。その辺をもし基準外の額がわかるのであれば、それを含めて、それがトータルの額になると思うんですが、内訳がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答え申し上げます。

まず、今回の4,500万円につきましては、基準内外もございますけれども、元金分ということで出すことで考えております。

それから、3月補正後ということで、総額では4億7,382万4,000円でございます。

それから、繰り出しの基準内、基準外というお話をさせていただきますと、3億8,520万5,000円が負担金というふうになっておりますけれども、そのうちの基準内では3億1,740万9,000円、そして基準外になりますと6,779万6,000円、それから出資金としまして8,861万9,000円で、トータル4億7,382万4,000円となるものでございます。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 公営企業の繰り出し基準にのっとって算定された3億8,520万5,000円の中で、当然交付税措置もあると思うんですけども、その辺に当たる交付額と言ったらいいんですかね、一つ一つ計算しないと出てこない部分もあるかと思っておりますけれども、おおむねでも結構ですので、額がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） あくまでも理論上ということでございますが、財政のほうで捉えておりますのは1億7,131万2,000円でございます。

○議長（遠藤稯雄君） ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 関連になります。今財政課長が説明されましたけれども、今後の考え方なんですけれども、町長に聞きたいんですが、今財政課長が説明したことを町長もお聞きになったと思うんですが、要は交付税措置される分、また町でこの部分まで負担しなければならない部分というのを加味して、仮に引いた場合に、この部分は余計じゃないかと私考える部分もあるんですが、これについて将来的にもずっとそれを町としては病院からそういうふうな要求があった場合には出し続けるのか、もう一度ここで確認したいと思っております。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 今2番議員からご指摘ございました、いろいろ苦しい財政の中で今回また4,500万円皆様をお願いするわけですけども、決して緩くない数字であると思っております。したがって、この緩くない数字が将来的に続くことについては考えたくありません。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長ね、私らも町長と同じ考えなんですよ。正直、親をつぶして子を助けるというわけにはいかないんですよ。だから、親もよくなる、子もよくなるという政策が将来的に必要なんだなというふうには私は考えます。そういった意味で、今の町長の答弁も恐らくそういうことを意味しているとは思いますが、やっぱり全適という部分の中でやっているわけですから、前にもお話ししたんですけども、やっぱり相互信頼の中で相互理解が必要だろうと。その中で、どうしたら親もうまくいく、子もうまくいくという病院づくりになっていくのかなということをきちんとお話をしていくべきだろうというふうに思います。前にもそういったお話をしましたけれども、あれから町長はそういったお話を2人でやっているのかどうか、お聞きします。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） その点につきましては、折を見て私の気持ちを伝えてありますので、恐らく向こうの方

も捉えていただいているかなとは思いますが。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長ね、いろいろとお互いに、どっちもどっちというか、話しぶり部分もあるんだろうけれども、やっぱりざっくばらんに町の財政は今こうなんだと、財政課長を伴って行って、それをきちんと本人にも理解していただいて、だから事業努力のほうも頑張ってもらいたいというようなお話をされるのがいいんじゃないかなと思いますが、どうですか、その辺は。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 確かにそのとおりかと思っております、これからはおさら意思疎通を密にしていきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に進みます。

36ページから39ページまで、6款農林水産業費1項農業費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、38ページから41ページまで、7款商工費1項商工費について質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） さっき繰越明許のときに出たんですけれども、どう考えてもおかしいのは黄金山町有地外構整備工事、これはここで予算をとって、すぐ繰越明許すると。これは新年度でできないんですか。なぜ今回やらなければならないのがよくわからないんです。27年度が相手が決まらないのでおくれてしまったというのは、相手が決まるも決まらないも最初からそこまで工事ができないことを全部やっちゃおうということをやったのかなと思うんですよね。だから、そういうとり方というか、そしてここへ来て27年度のだから今回はもう繰越明許はできないからそれはそのまま不用額で出しちゃうと。不用額で出すのを今回補正でとって、繰越明許すると。不用額で流すなら不用額で流して構わないけれども、これを新年度予算でとってはいけない理由というのは何なんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 先ほどおくれたと言ったものにつきましては、進出企業さんと調整池との間のフェンスの設置について協議を重ねていて、それで発注がおくれたとお話しさせていただいたものです。それで、年度につきましてはやはり工期を6月までに終わらせたいということもありまして、28年度、予算がとれてから何週間もございませんけれども、その中で着手したいという気持ちでおりまして、28年度予算のほうでお願いして、明許繰り越しということでお願いさせていただきました。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩いたします。再開は2時15分とします。

休憩 午後 2時04分

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

40ページから41ページまでの8款土木費1項土木管理費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、42ページから43ページまでの2項道路橋梁費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、42ページから43ページまでの3項都市計画費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく42ページから43ページまで、4項住宅費について質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 災害公営住宅整備事業経費で工事請負費、洪江住宅防風フェンス設置工事、当初で1,600万円予算をとっていきまして、実際500万円ぐらい、30%ぐらい、工事差金、契約差金だと言われればそれまでなんですけれども、財源は地方債とその他で、一般財源はほとんど充てていないから支障ないと言えば支障ないのかなとは思いますが、じゃあ予算をとるときの積算というのはこれって何なのと、30%のあれというのはどうだったんでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 予算計上上、積算価格というものがございまして、その基準に基づいて積算しております。ただ、このように30%ぐらいでできたのは製品価格が主なもので、メーカー等の値引き等が随分あったかと思われまして。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） メーカーの値引きがあったとか、最初の積算価格のとおり積算して、でも異常ではないんですか、こういうのって。当たり前なんですか。何となく私からすると、素人ですので何とも言えないけれども、ちょっとやっぱり数字が違い過ぎる。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 通常の土木工事等から比べますと、大きな差はありますけれども、ちょっと製品等の単価、フェンスの単価が主な金額等になっておりまして、そちらの関係だと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） さっきは値引きって言ったり、今度は単価って言ったり、つじつまが合わないのではないの。単価だったら最初からわかっていることではないの。おかしいんでないの、そういう答弁って。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 設計単価自体は積算上の問題であって、契約時点は値引き等が含まれたものと感じます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、42ページから45ページまで、9款消防費1項消防費について質疑ございませ



んか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） それでは、44ページから45ページまで、10款教育費1項教育総務費について質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 委託料でスクールバス運行運転業務委託料、これは当初予算で9,000万円ぐらいの予算をとっていたんですけども、先ほど課長の説明では契約差金で、もっと早く補正すべきだったということなんですけど、これはさっきのフェンスとは違って一般財源なんですよ、ほとんど。ですから、こういうのというのは契約した時点でやはりきちんと補正措置すべき……、補正すべきだったと言っていますから、それはそれなんですけども、ただこれ管理ということからすれば、財政担当課長、こういったのをあなたがきちんと見ておかなければならないものだったのではないのでしょうか。その辺のチェックというのはどうなんでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答え申し上げます。

管理と言われますれば、確かに私の管理不足だったと思いますが、それぞれの課長がチェックするのも当然上司の仕事でございますので、各課長のほうにも十分そのあたり留意するように周知いたします。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 担当課長が当然すべきことだとは思いますが、さらに全体を見るのが財政担当の仕事だと思っておりますので、やはり注意深く見守っていくように努められたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 以後気をつけたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 奨学資金の関係でちょっとお伺いしますけれども、奨学資金の貸付金の終了はいつの時期か。5月、6月かと思っておりますけれども、そんな時期なんでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） 貸し付けは今現在年2回、上期、下期に分かれておりまして、上期については6月ごろ、それから下期については10月ごろで、2回貸与しております。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今8番からも質疑ありましたけれども、今回の委託とか奨学資金の貸し付けとか、小学校のほうもあるんですけども、担当課長からはもう少し早めにすべきだったというような説明はあったんですけども、何となく全体を見ると人員不足じゃないのかなと私思うんですけどもね。そこまで目が届かないような感じもしますけれども、教育長、その辺はどのように感じておりますか。

○議長（遠藤稯雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 教育委員会としては、現在いる者で教育委員会所管の業務を一生懸命やるというふうな姿勢であります。ただ、人員不足ともし言えるのであれば、例えば今回子育て支援関係、児童福祉分野が、子育て支援の充実ということで来年度子育て支援室が設置されるということで、そういう点では業務が本来の学校教育、その学校教育も現場を見据えたいろんな業務の執行といたしますか、それが今までより可能

になるのかなと、私の立場ではそう考えております。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 中学校、それから小学校の統合とかもありましたので、それで十分かという執行部側のお考えかもしれませんが、端から見るとかなり閑散として、事務効率が悪いような気がしますけれども、その辺補充とかのことは全然執行部側は考えていないのでしょうか。お考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 人員が足りない、それから作業が進まない、いろいろなことがあります、決して人員が足りないとかそういうものじゃなくて、業務も確かにふえていますけれども、これは私の責任だと思っておりますが、危機感といいますか、そういうのを持って予算執行に当たっていかなければ、町民の方々の大事な税金でありますから、その辺はこれからきちんと指導していきたいと思っております。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 関連になりますけれども、先ほども前者が委託料の件でお話ししていましたが、説明を聞くと入札差金というふうなお話でしたけれども、これは余りにも金額が多いんですね。入札差金としては、だから、当初の見方が教育委員会としてどうだったのかなと。29年度の当初にはそういったことが反映されているのかなと思っておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（遠藤稯雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（木村 敬君） バスの件につきましてお答えいたします。

今回2,000万円ほど減額した内容につきましては、当初の予算に載っております債務負担行為でございますので、本来ですと金額がもう既にわかっていたものでございます。そういうことで、本来6月、9月の適切な時期に減額すべきところであったということでございます。申しわけございませんでした。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 課長ね、別に俺課長に謝ってもらいたくて言っているのではなくて、当初にそういったことがわかるのであれば、また6月にわかった時点で、先ほどもその時点で減額すべきだったということなんだけれども、要はこのお金があるものと仮定した場合に、ほかのものに引用できているわけですよ。要は町長が、私が町長になってこういうことをやりたい、ああいうことをやりたいというのも、そういうのに使わないで教育委員会のほうに回してるわけさ。俺から言わせると。それをもし最初に6月にわかっているのであれば、じゃあ俺のやりたいことをこの2,000万円でやろうかなという考えになってもおかしくないんです、本来から言う。だから、その辺ちょっと甘いんじゃないかなと思うので、教育長、その辺いかがですか。

○議長（遠藤稯雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） そのとおりでございます。先ほど副町長も話しましたけれども、やっぱり緊張感といいますか、それをもう少し持って、今後当たります。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稯雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 次に進みます。

44ページから45ページ、10款教育費2項小学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 46ページから47ページ、3項中学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく46ページから47ページ、4項幼稚園費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 46ページから49ページまで、5項社会教育費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 48ページから49ページまで、保健体育費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 50ページから51ページまで、11款災害復旧費2項公共土木災害復旧費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく50ページから51ページ、12款公債費1項公債費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく50ページから51ページまで、14款予備費1項予備費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分